

## (2) 施設サービス

介護保険の施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所して利用するサービスです。

サービス名	内容	利用対象者
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。	要介護3～5 (★)
介護老人保健施設	状態が安定している方が、在宅復帰を目指すための施設で、リハビリを中心とする医療ケアと介護を提供します。	要介護1～5
介護療養型医療施設 (2024年3月末に廃止)	長期の療養を必要とする方のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。	要介護1～5
介護医療院	主として長期の療養が必要な方に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下による介護、医療及び日常生活上の支援を提供します。	要介護1～5

(★) 一定の条件により要介護1・2の方でも利用できる場合があります。

## (3) 地域密着型サービス

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、利用者の居住する区市町村が、その地域の特性を活かし提供するサービスです。原則、板橋区民のみが利用できるサービスです。要支援認定者の場合は、一部のサービスを除き、介護予防サービスとして利用できます。

サービス名	内容	利用対象者
夜間対応型訪問介護	夜間にヘルパーが定期的に巡回もしくは随時訪問して介護を行います。	要介護1～5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。	要介護1～5
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、食事・入浴・排せつなど日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行います。	要支援1～2 要介護1～5
地域密着型通所介護	定員が18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴・排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行います。	要介護1～5
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	要支援1～2 要介護1～5
看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。	要介護1～5

サービス名	内 容	利用対象者
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、スタッフの介護を受けながら共同生活する施設です。	要支援2 要介護1～5
地域密着型特定施設入居者 生活介護	定員 29 名以下の小規模な有料老人ホームの入居者に日常生活の支援や機能訓練を行います。	要介護1～5

## 6 総合事業

平成 27 年介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」という新しい制度が設けられました。

総合事業は、介護予防サービスなどの全国一律の基準による保険給付サービスと違い、区市町村が地域の実情に応じた介護予防や生活支援サービスを独自の基準・内容により、ひとりひとりの状態や必要性に応じたサービスを提供していく事業です。

### (1) 総合事業の種類と利用対象者

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業に分類され、その事業ごとに利用対象者が異なります。

#### ①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と、65歳以上の方でおとしより相談センターで実施する元気力（生活機能）チェック[P 8 参照]の結果、生活機能の低下がみられた方（以下「事業対象者」）を対象とした事業になっています。訪問型と通所型のサービスがあり、板橋区では下表のサービスを展開しています。

#### 【板橋区における介護予防・生活支援サービス事業】（★の対象者：原則、要支援1・2）

サービス名		内 容
訪問型 サービス	予防訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、身体介護サービスや生活援助サービスを行います。
	生活援助訪問サービス (★)	区の指定を受けた事業者のホームヘルパー（訪問介護員）等が居宅を訪問し、1回60分以内の生活援助サービスを行います。
通所型 サービス	予防通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、食事・入浴・排せつなどの介助や機能訓練を行います。1回あたり5時間以上のサービスになります。
	生活援助通所サービス (★)	区の指定を受けた通所介護施設（デイサービスセンター）に通って、生活機能の維持・向上を目指した機能訓練やレクリエーション等を行います。1回あたり5時間未満のサービスになります。

サービス名		内 容
通所型サービス	元気力向上教室 [短期集中型サービス]	専門職の指導のもと、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上などの特定機能の向上を目的とした3～6ヵ月間の教室です。板橋区内の様々な地域で実施されています。
	住民主体の 通所型サービス(※)	地域住民(NPO法人・ボランティア団体など)が自主的に実施する介護予防サービスです。会食や体操、レクリエーションなどを行っています。

(※) 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

## ②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の全ての区民の方を対象とした事業です。板橋区では、介護予防普及啓発事業として健康体操の実践と介護予防や健康等に関する各種講座を開催しています。板橋区で実施している一般介護予防事業の一部を下表にお示します。

### 【板橋区における一般介護予防事業の例】

事業名	内 容
介護予防サポーター養成講座	高齢者の介護予防活動を応援するサポーターを養成します。元気おとせん！体操や運動のこと、お口の健康、食生活(栄養)等について学びます。公的な資格ではありませんが、講座で習得した知識を活かして、地域でのボランティア活動に協力していただきます。
銭湯で介護予防体操	介護予防を目的に、区内26か所の公衆浴場で月1～7回介護予防体操を行います。
脳力アップ教室	認知機能低下を予防するために、ウォーキングプログラム等を行っています。
地域リハビリテーション支援事業	退院直後の在宅生活に不安のある方、在宅で生活している中で、徐々に身体機能が低下してきている方など、リハビリテーションに関する心配事に対して、専門職が相談に応じます。

## (2) 元気力(生活機能)チェック

前述のとおり、介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者と元気力(生活機能)チェックの判定により生活機能の低下がみられた方を対象としています。

要支援認定者は、P3に記載している「3 認定までの流れ」のとおり、認定申請の結果によりその判定を受けることとなりますが、もう1つの「元気力(生活機能)チェック」による判定とはどのようなもののでしょうか。

### ①元気力(生活機能)チェックとは

元気力(生活機能)チェックとは、生活状況等に関する質問票(以下「元気力(生活機能)チェックシート」)をもとに、その質問項目に回答していただくことで、心身の機能で衰えているところがないか等を確認するものです。

### Ⅲ 板橋区おとしより相談センター（地域包括支援センター）

名称	担当地区	所在地	電話
板橋	加賀 1・2 丁目(1 番～5 番、12 番～18 番)、板橋 1・2 丁目(1 番～17 番、22 番～53 番、56 番～69 番)、板橋 3・4 丁目、大山東町(17 番、19 番、21 番～25 番、28 番、30 番～55 番)	加賀 1-3-1	5248-2892
熊野	板橋 2 丁目(18 番～21 番、54 番、55 番)、大山金井町、大山東町(1 番～16 番、18 番、26 番、27 番、29 番)、熊野町、中丸町、幸町(1 番～6 番)、南町	中丸町 27-11	5926-6566
仲宿	加賀 2 丁目(6 番～11 番、19 番～21 番)、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町	氷川町 38-6(1 階)	5944-4611
仲町	大山町、幸町(7 番～66 番)、大山西町、弥生町、仲町、中板橋、大山東町(20 番、56 番～60 番)	仲町 20-5	5917-5201
富士見	本町、大和町、双葉町、富士見町	大和町 26-3	5392-0023
大谷口	大谷口 1・2 丁目、大谷口上町、大谷口北町、向原 1～3 丁目、小茂根 1・2 丁目	向原 3-7-8	5964-5620
常盤台	上板橋 1～3 丁目、常盤台 1～4 丁目、南常盤台 1・2 丁目、東新町 1 丁目	常盤台 4-36-6	5398-8651
清水	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町	泉町 16-16	3558-6500
志村坂上	志村 1～3 丁目、小豆沢 1～4 丁目、東坂下 1 丁目坂下 1 丁目(1 番～26 番、28 番)、相生町(1 番～12 番 11 号、13 番～16 番)	小豆沢 1-12-4	3967-2131
中台	若木 1～3 丁目、中台 1～3 丁目、西台 1 丁目、西台 2 丁目(1 番～30 番 4 号、41 番、42 番)、西台 3 丁目(1 番～46 番、48 番～54 番)、西台 4 丁目	若木 1-21-3	3933-8875
蓮根	蓮根 1～3 丁目、坂下 1 丁目(27 番、29 番～41 番)、坂下 2・3 丁目、相生町(12 番 12 号・13 号、17 番～26 番)、東坂下 2 丁目	東坂下 2-2-22	5970-9106
舟渡	舟渡 1～4 丁目、新河岸 1・2 丁目、高島平 7～9 丁目	舟渡 3-4-8	3969-3136
前野	前野町 1～6 丁目	前野町 2-30-9	5915-2636
桜川	小茂根 3～5 丁目、東山町、東新町 2 丁目、桜川 1～3 丁目	東新町 2-36-5	3959-7485
下赤塚	赤塚 1・2 丁目、赤塚 5 丁目(1 番～17 番)、赤塚 6～8 丁目、赤塚新町 1～3 丁目、大門、四葉 1 丁目(3 番 10 号、4 番～31 番)、四葉 2 丁目	四葉 2-21-16	3930-1821
成増	赤塚 3・4 丁目、赤塚 5 丁目(18 番～36 番)、成増 1～4 丁目	成増 4-14-18	3939-0678
三園	高島平 4～6 丁目、成増 5 丁目、三園 1・2 丁目、新河岸 3 丁目	成増 5-6-3	3939-1101
徳丸	西台 2 丁目(30 番 5 号～17 号、31 番～40 番)、西台 3 丁目(47 番、55 番～57 番)、徳丸 1～8 丁目、四葉 1 丁目(1 番～3 番(3 番 10 号を除く))	徳丸 3-32-28	5921-1060
高島平	高島平 1～3 丁目	高島平 2-32-2(1 階)	5922-5661